

令和7年度

延岡小の危機管理マニュアル

学校における危機管理

P1～4

遠足・校外学習等

P5～7

水泳指導時

P8

不審者対応

P9～10

風水害

P11

事故や緊急事態対応

P12

火災・地震・津波

P13～P15

学校給食

P16～P18

熱中症

P19

緊急時の主要連絡先

1 延岡市教育委員会	22-7031
2 北宮教育事務所	32-6116
3 救急車	119
4 延岡警察署	22-0110
5 西階交番	35-3347
6 城山交番	35-4915
7 延岡児童相談所	35-1700
8 延岡保健所	33-5373
9 県立延岡病院	32-6181
10 青少年育成センター	32-484
11 延岡医師会病院	21-1302

12 平野内科医院	26-7070
13 平野整形外科医院	26-9801
14 高見整形外科	28-2828
15 あたご整形外科	22-7575
16 米田脳神経外科	33-7766
17 竹尾歯科	21-0211
18 四倉歯科	34-6480
19 いわさぎ歯科	33-0177
20 出北眼科	26-5227
21 タカ才眼科	35-6838
22 延岡こどもおやこ歯科	31-3355

23 木谷耳鼻科	28-2035
24 宮交タクシー	32-5431
25 第一タクシー	33-3345
26 扇興タクシー	33-5353
27 グリーンタクシー	33-5433

学校における危機管理

1 危機管理の目的

- (1) 児童の生命を守る。
- (2) 児童や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を落ち着いた状態におく。
- (3) 学校に対する社会的信用や信頼を守る。

2 危機管理の機能

危機の予知 → 危機の回避 → 危機への対応

3 学校における危機管理事項

- (1) 学校内・外における児童の事故等
- (2) 学校内・外における職員の事故等
- (3) 学校被災（火災、地震・津波、風水害）
- (4) 学校内・外での児童に関する事件
- (5) 遠足、修学旅行等での校外学習での事故等
- (6) 人権・同和教育問題に関する事象
- (7) 学校施設等に関する教育環境
- (8) 事務管理
- (9) 家庭、地域社会とのかかわり

4 基本的な危機管理体制

- (1) 組織としての「報告」「連絡」「相談」の充実

① 報告

どんな小さなことでも、児童の「生命・人権」に関することは、教頭に報告する。生徒指導に関すること、校内の事故・けが等は生徒指導主事、保健主事を通す。

② 連絡

事故等の経過や対応・処置等については、当事者及び各主事が教頭へ連絡する。

③ 相談

学級の問題を含め諸問題については一人で抱え込まず、学年主任、生徒指導主事、保健主事等に相談するとともに、学年・学校として対応していくようにする。

(2) 基本的な緊急連絡体制

- ① 時刻や場所等の状況を的確に把握する。
- ② 児童の身の安全を優先する。
- ③ 協力者を確認し連絡する。

(3) 「報告」の基本的要領

誰が

〇年〇組の・・・

いつ

〇月〇日 何時何分頃

どこで

町、丁目、周辺の様子

どんな事件
事故

事故、事件、けが、
被害、加害

状況・状態

けが、事故 ～

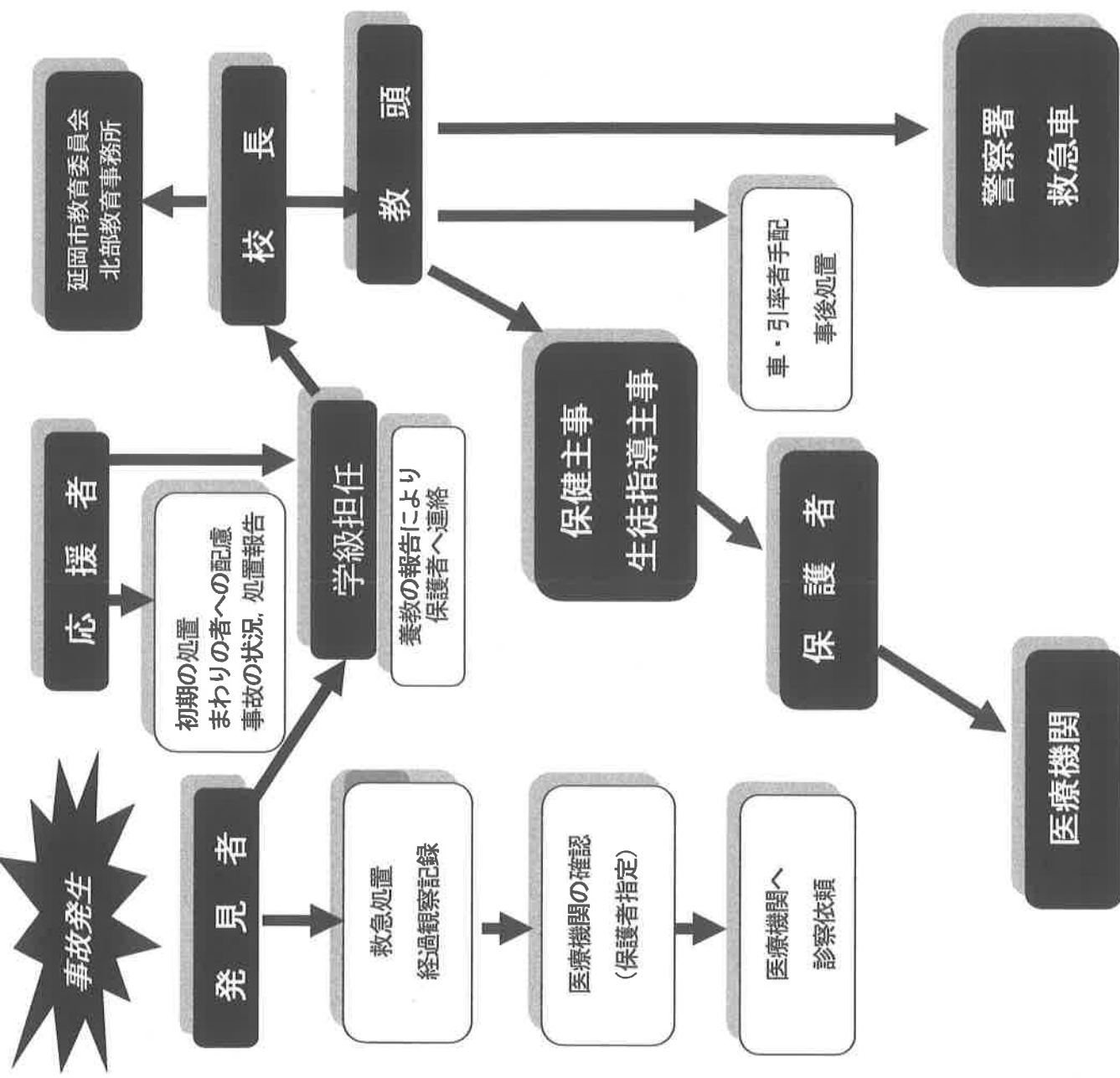
その程度、目撃者、状況、原因

事件 ～ その状況

協力者の有無

- 正確な情報を収集する。
- 正確に時系列で記録する。
- 情報提供者には、お礼を伝える。

(4) 校内の事故発生時の連絡（緊急時の校内連絡体制）

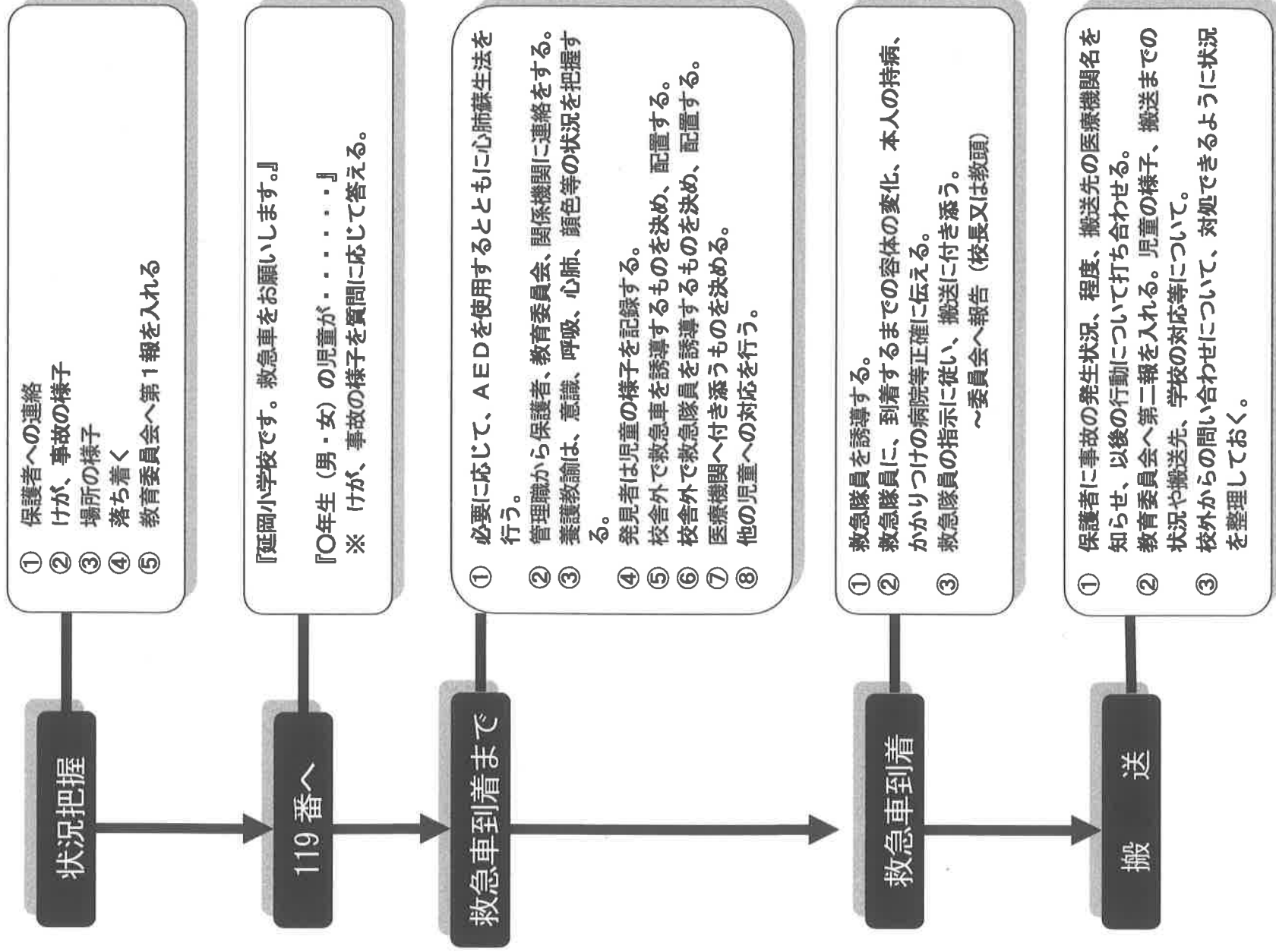


※ 養護教諭不在の時は、教頭・学級担任を中心に対応する。

※ 学級担任は、児童の状況を正確に把握し、家庭との連絡を密にする。

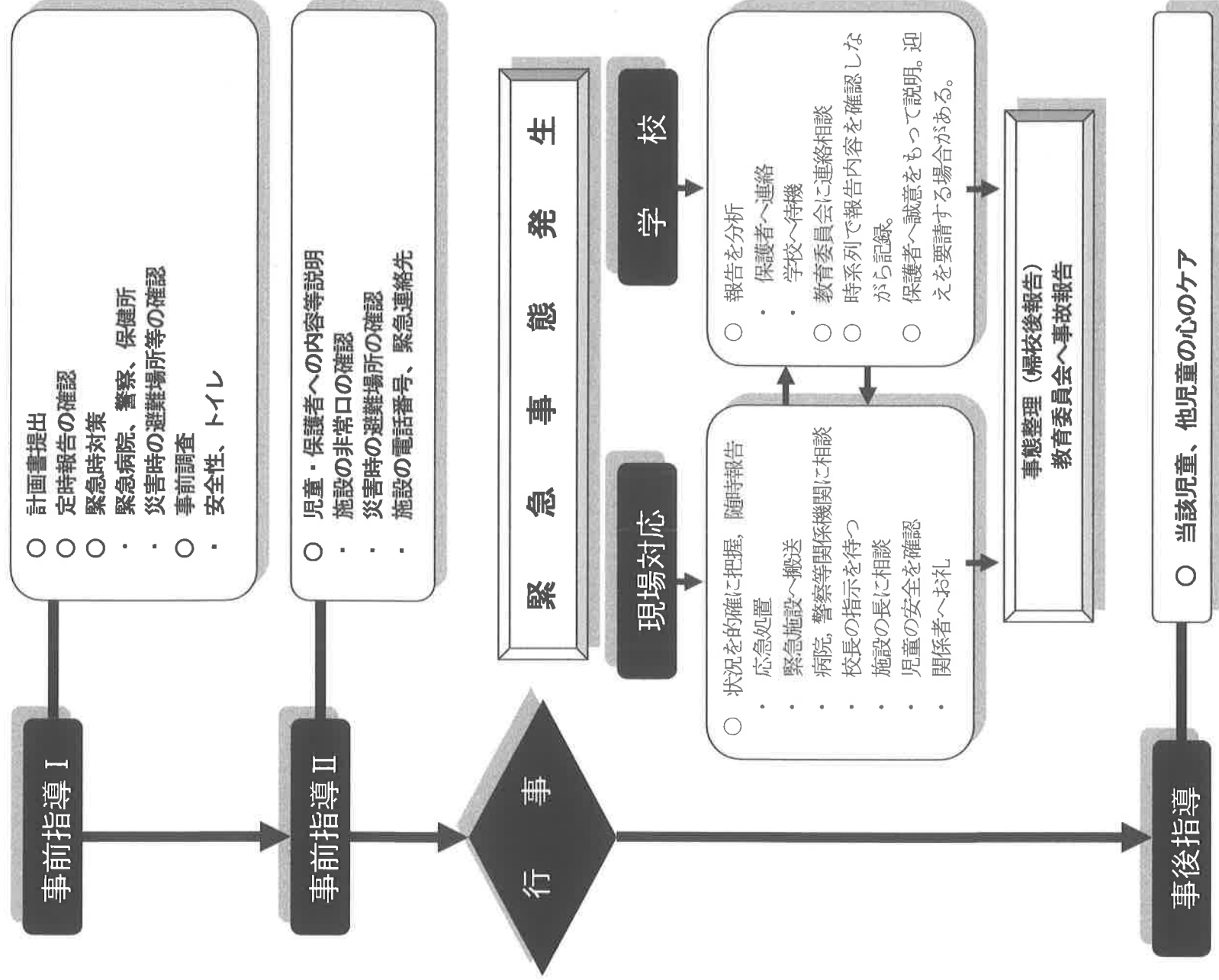
(5) 救急車を要請することになったとき

(救急事態と判断した時、児童の生命の安全を第一と考え救急車を要請する。)



宿泊を伴わない行事（遠足・校外学習等）への危機管理

① 具体的な流れ



事故回避のために

(1) 下見の実施及び事前の指導

① 経路・交通機関

- 安全性を十分確認し、不都合が予想される場合は経路の変更も検討する。
- 現地に赴いたり、地図を検討したりして危険箇所のチェックを行う。
- 児童に安全で、快適な内容であるか入念な検討を行う。
- 交通機関等の利用について、乗車・下車、態度等の指導を徹底しておく。

② 施設

- 施設の状況、非常口や危険箇所等を調査し、万一の事故・災害に備えられるようにしておく。
また、保健衛生に配慮するとともに、施設周辺の教育的環境についても検討しておく。
- 安全な過ごし方についての確認・指導をしておく。

③ 見学地等

- 事前指導で、危険箇所の説明及び行動の仕方について指導し、十分に注意を喚起するとともに児童が理解しているかどうか確認しておく。
- 見学地等における移動の前後には、必ず人数の確認をすることを児童に知らせておく。
- 毒性のある動植物についても、具体例をあげて指導しておく。
 - ・ マムシ、スズメバチ等
- ④ その他
 - 天候その他の気象条件に応じて予定を変更する等、安全性を考慮した臨機応変な措置がとれるようにしておく。
 - 災害時における安全性を考慮した臨機応変な措置がとれるようにしておく。
(安全な避難の仕方・避難場所等の確認)
 - 交通機関等、施設・見学地等、使用する時のマナーを事前指導でしっかりしておく。

(2) 危険防止のための制止と人数確認

- ① 現場では、児童の行動をしっかり監視し、危険な箇所に近づく者がいたら必ず制止する。
- ② バス等の乗車、下車は整然と行わせる。
- ③ 見学地における移動の前後には、必ず人数の確認を行う。

(3) 日常指導の定着

- ① 事故や災害の防止に必要な知識や技能を身に付けさせておく。
- ② 集団行動のあり方や公衆道徳についての指導の充実を図る。
- ③ 自他の生命を尊重する態度や習慣を養う。
- ④ 一人一人の個性や生活についての児童理解を、保護者と連携を図りながら深めておく。

(4) 救急体制の確認・確立

- ① 職員は事故や災害発生時に備えて、応急措置の基本的な技能を習得しておく。
- ② 医療機関の所在や救急連絡の方法を事前調査し、確認しておく。
- ③ 配慮を要する児童に関して、処置の方法、既往症について確認しておく。
- ④ 冷静な判断をもとに迅速に行動するために組織的な体制を確立し、各職員の役割を明確にしておく。

事故回避のために

(1) 出発前に行うこと

- ① 朝の健康観察を念入りに行うとともに、出発前にも体の不調を訴える児童はいないか確かめる。
- ② 児童名簿（電話番号控え）、緊急連絡網、連絡手段等の所持確認を行う。特に、緊急用携帯電話所持確認を行う。
- ③ 養護教諭（または養護助教諭）、それに代わる者は緊急バッグを所持する。
- ④ 現地までの安全指導を徹底して行う。

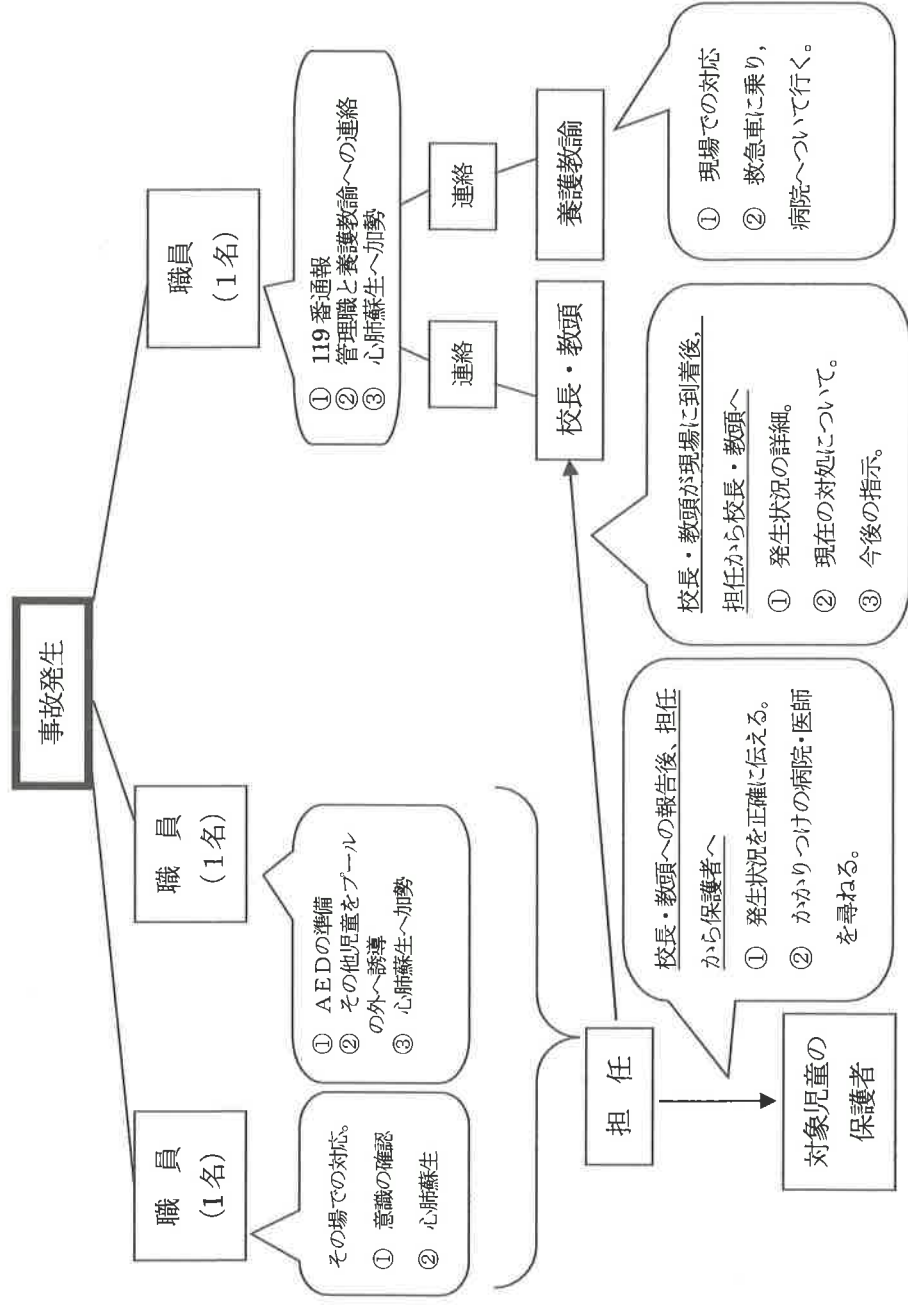
(2) 見学地で行うこと

- ① 健康状態の把握
- ② 人数の確認
- ③ 安全指導の徹底及び監視（目配り、気配り）位置の確認

(3) 帰路につく時に行うこと

- ① 自宅（宿舎）までの安全指導を行う。
- ② 人数の確認を行う。
- ③ 帰宅先が同一方向の地区ごとにまとめるとともに、安全指導を行って帰す。

水泳指導時における 事故発生時の連絡体制



連絡の要領

- 1 救急車をお願いします。
- 2 延岡市の延岡小学校です。
- 3 住所は、延岡市大貫町1丁目3000番地です。
- 4 電話番号は、33-2105です。
- 5 患者は()名、性別は()、年齢は()才です。
- 6 事故発生の状況は〜で、今のところ、〜の状態で、(簡潔に)
- 7 救急車が来るまでの処置をどうすればよいでしょうか。

☆ 事故を防ぐことが一番大切ですが、もし事故が起きてしまった時には、事故発生から病院へ搬送するまで「落ち着いて」対応することが一番大事です。目安として上記のものを提示していますが、臨機応変に対応していただく必要があります。

☆ プールには、救急道具セット（毛布等）を準備しています。非常時に使用してください。

不審者対応マニュアル

日常の努力事項

1 施設

校内及び校舎出入り口に来校者向けの協力依頼文を表示する。
『来校者は受付を通して案内を受ける』

2 事務室

来校者の氏名と用件を聞いて、案内をする。
来訪者記録簿に記録してもらう。

3 職員

防犯ブザー、笛を常時携帯する。
来校者を見かけたら、挨拶を兼ねて声かけをする。用件等を聞く。

4 児童

日頃から落ち着いた行動を心がけさせ、次の指導をしておく。
また、教師の指示に従うよう指導を徹底しておく。

「いかのおすし」の徹底

いか・・・行かない
の・・・乗らない
お・・・大声を出す
す・・・すぐ逃げる
し・・・知らせる

※ 登下校時または地域での心構え

- ① 見知らぬ人が誘うような話しかけをしてもついて行かない。
- ② 見知らぬ人の車に乗らない。
- ③ 危ない時は、大きな声で助けを呼ぶ。
「子ども１１０番」「おたすけハウス」や近くの家に駆け込む。
- ④ すぐに家の人に話して、警察に連絡する。

5 校内巡視・施錠

場 所	内 容
校 舎	7 時頃開錠 1 8 時頃施錠
西 門	8 時過ぎ 半分開め 1 0 時頃 完全閉め
1・2 年下足棟 1 階渡り廊下	児童が入ったら施錠（8：00） 基本的に戸を閉める

不審者発見時の対応

不審者対応

1 不審を感じたときは、職員室に通報する。

管理職及び職員で用件を確認するなどの対応をする。

他の職員に次の指示をしてから動く。

① 場合によっては即110番すること

② 全職員に緊急校内放送で連絡すること

2 落ち着いた対応に努める。

〇〇〇 (不審者がいる場所) 付近で

児童を背後にし、退避の指示・・・避難場所

応援を要請し、職員室に連絡する。

スクランブル発生。先生方の指示に

従い、素早く移動しましょう。

緊急対応

不審者への緊急的な対応

1 避難

『教室入口の鍵を閉めなさい。』
※イスや机でバリケードをつくる。

近くの非常ベルを押すとともに大声で加勢を求め、児童に避難を指示する。

2 防ぐ

刺股、椅子、机、ほうき、掃除モップなどで暴行を防ぐ。

3 通報

『延岡小学校〇年〇組に不審者です』

近隣の職員は、職員室 (事務室) に伝令を走らせるとともに、現場に直行する。職員室 (事務室) は、警察署に110番通報する。

4 救急車

『延岡小学校〇年〇組にけが人発生』

119番 (事情によっては職員の判断で)

県立延岡病院	32-6181
平野内科医院	26-7070
平野整形外科医院	26-9801
高見整形外科	28-2828
あたご整形外科	22-7575
米田脳神経外科	33-7766

宮交タクシー	32-5431
第一タクシー	33-3345
扇興タクシー	33-5353
グリーンタクシー	33-5433

5 連絡

保護者・関係者への連絡 (管理職又は担任)

保護者 (移動にはタクシー等の利用を勧める)
病院等 (搬送先の病院の確認、職員が出向く)

6 報告

市教委・事務所へ報告 ※ 状況把握と整理

延岡市教育委員会 22-7031 (学校教育課)
北部教育事務所 32-6116 32-6117

風水害への対応

風水害

1 台風接近に伴う対応について事前に学校から文書、携帯連絡メールで保護者へ知らせる。

(1) 情報収集

(2) 共通理解

(3) 対応

① 臨時休業

② 自宅待機

③ 登校後下校

○ 職員巡回指導（風雨が弱い時）

風水害発生予想・情報収集

臨時職員会①

台風接近に伴う対応について事前に学校からの文書、携帯連絡メールで保護者へ知らせる。

臨時休業

自宅待機

登校後下校

職員巡回指導

児童の事故や緊急事態への対応

日常の指導

- ☆ 児童の安全管理を最優先にし、細心の注意を払って常時指導に努める。
- ☆ 児童の心身の実態把握に努め、児童理解を深める。

事故・事件発生時の基本的行動

- 1 児童の身の安全管理を確保する
- 2 間をおかず、素早く的確に対応する。
- 3 正確な報告・連絡・相談を迅速に行う。

連絡の流れ

【事故への対応】

担任指導者 発見者

- ・ 当該児童への素早い措置と他の児童への的確な指示を行う。
- ・ 養護教諭へただちに連絡し、応急処置を施す。
- ・ 保護者に連絡をする。
- ・ 同学年の担任や他の職員へ児童管理の協力をお願いする。
- ・ 事実を正確に詳細に記録する。

養護教諭

- ・ すぐさま応急手当をし、対応についての指導・指示を行う。
- ・ 学級担任、教頭、校長、事務室等との連携を密にし報告する。
- ・ 事実の記録をもとに「事故報告書」や資料を作成する。
(保健日誌、教育委員会、振興センター関連事務)

教頭

- ・ 事故等の状況を把握し、対応についての指導・指示を行う。
- ・ 正確な記録をもとに報告書を作成する。
- ・ 事故の原因を把握し、再発防止の手立てを講じる。
- ・ 保護者との連絡や対応を適切に行う。
- ・ 諸表簿等の点検を密にする。

校長

- ・ 全体指揮をとり、担当者へ指示する。
- ・ 事故の概要を関係機関に報告する。
- ・ 事故報告書を点検し、送付する。

教務主任 生徒指導主事 保健主事

- ・ 校長や教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、担任等と連絡を密にし、それぞれの立場で対応する。

事務室

- ・ 救急車の手配、保護者や関係機関等の電話取り次ぎをする。

事故報告のポイント

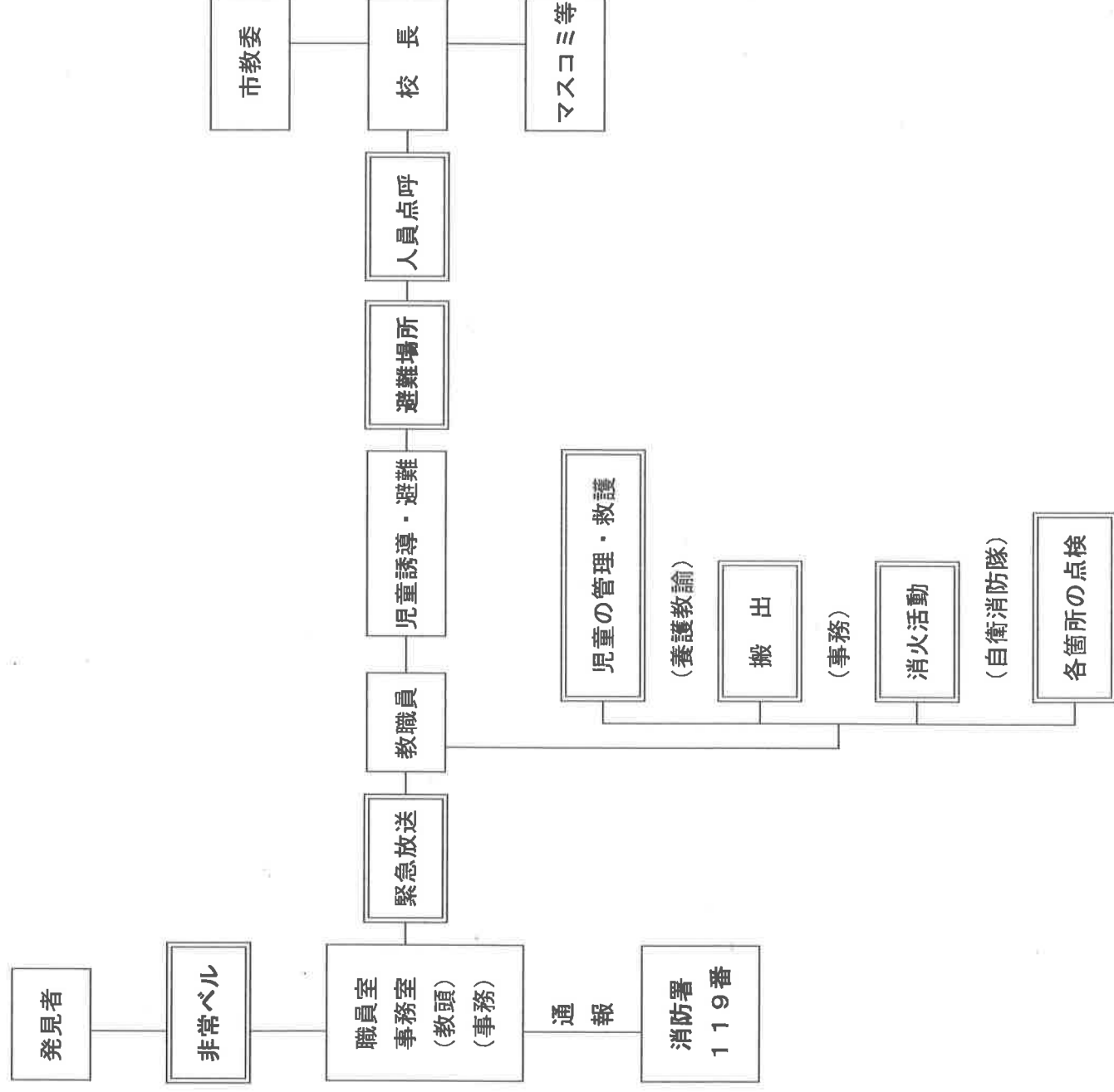
- ① だれが (学年 組 氏名)
- ② いつ (日時、校時、授業)
- ③ どこで (場所)
- ④ どのような (事故の様子)
- ⑤ 原因 (状況を詳細に)

事故報告のポイント

- ① 丁寧な言葉遣いで事実を伝える。
(管理下の事故の場合、まずは丁寧に謝罪する。)
- ② 不安感を与えない。
- ③ 加害者・被害者意識をあおらない。
- ④ はっきりしないことは、明言をさける。
- ⑤ 独自の判断で対応しない。
- ⑥ 感情的な行き違いがないように気を付ける。
- ⑦ 家庭訪問をし、連絡を密にする。
- ⑧ 病院等に見舞いをする。
- ⑨ 日本スポーツ振興センターの手続きについて知らせる。

※ 緊急時の報告機関等表紙参照

火災発生時の対応マニュアル



- 1 避難場所は、運動場とする。
- 2 避難経路は、火災発生場所より遠いところを考える。
- 3 教職員は、まず児童の安全管理を第1に考える。
- 4 自分の業務については、延岡小学校消防計画で確認しておく。

地震・津波対応マニュアル

地震発生

対応1

出入口確保・窓開け・場所に応じた緊急避難 【全職員】

教室等：机の下にもぐる
廊下等：近くの教室の机の下にもぐる
家庭科室：火を消す、廊下に出てしゃがむ、机の下にもぐる
理科室：火を消す、廊下に出てしゃがむ、机の下にもぐる
体育館：中央に集まりしゃがむ
運動場：校舎から離れてしゃがむ
中庭等：遊具などから離れてしゃがむ

対応2

情報収集と避難指示内容の決定 【校長（教頭）】

地震に関すること（震源、震度、規模）
津波に関すること（発生の有無、最大波の高さ、到達予想時刻）
校舎に関すること（損壊状況、火災や停電の有無）
※職員と児童は安全に気をつけながら待機する。ただし、喫緊の危険がある場合はすぐに運動場へ退避する。

対応3

緊急放送による状況説明・避難指示 【教頭（事務職員）】

※停電時はハンドマイクを使用する

対応4

避難誘導または待機 【全職員】

津波発生あり…校舎内に避難
津波発生なし…運動場中央に避難

対応5

教育委員会等へ報告 【校長（教頭）】

対応6

児童の状況の確認 【全職員】

人数、けが人の状況（担任→学年主任→教頭→校長）

○ 事務室、教頭は児童名簿を持ち出す。

○ 専科教員は残留児童の確認を行う。ただし、専科教員が授業をしている場合は、専科教員が児童の避難を担当する。

○ 養護教諭は保健室内にいる児童の避難を担当する。



対応7

情報収集と今後の動きの決定【校長】

テレビ、ラジオ、防災メールなどで津波予報や交通機関等の状況を確認後、総合的に判断する。



対応8

現況と今後の対応（下校方法）について保護者へ連絡【教頭】

一斉メールを使用する。

保護者迎え



対応9

保護者への引渡し【全職員】

引渡しカードや名簿を用いて、確認しながら保護者に引き渡す。



対応10

事後の対応や措置【全職員】

児童の帰宅状況確認（保護者→担任）
安全点検
教育委員会への報告
心のケア
報告書の作成
災害共済給付金請求
教育再開準備

集団下校



対応9

集団下校への引率【全職員】

危険個所を確認しながら児童と下校する。

学校給食における危機管理マニュアル

【異物混入への対応】

1 異物混入の発見（異物の種類により対応を判断する）

（1）危険な異物の場合

金属やガラス類など、児童生徒の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童生徒の安全性を最優先に対処策について検討すること。
当該発見学級を含む学校全体の給食の即時停止の検討並びに異物混入の給食を保全すること。

（2）非危険物の場合

毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが、生命の影響度も少ないと思われるので、直接その異物を除去すること。

2 異物混入における対応について（危険な異物の場合）

（1）学校内の連絡体制

① 児童生徒 ⇒ 担任 ⇒ 栄養教諭 ⇒ 教頭 ⇒ 学校長

・ 児童生徒の被害状況の把握

・ 異物並びにその学級全部の給食の保全

・ 教職員全員に周知し、校内の連絡体制を確立すること。

・ 当該児童生徒並びにその児童生徒のグループからも異物混入の状況について聴取すること。

② 関係機関への連絡体制

・ 学校 ⇒ 市町村教育委員会 学校支援課（Tel 22-7205）

異物発見後、速やかに連絡すること。

（調理員 ⇒ 委託業者）

・ 異物の状況によっては、PTAの役員にも説明すること。

③ 市町村教育委員会における連絡体制

アスリートタウン推進課 ⇄ 教育事務所 ⇒ 県教育庁スポーツ振興課

⇄ 延岡保健所

（異物の種類や児童生徒の被害状況を把握してから、学校長との協議により調査依頼について検討する。）

（2）被害児童生徒の保護者への説明と謝罪

経過説明と当面の対応策並びに再発防止対策について説明すること。

（3）保護者への報告

重大な異物混入について、教育委員会において記者発表した場合は、同時に学校を通じて保護者に対しても異物混入の概要について説明すること。

※ 作業区分ごとの未然防止については「異物混入の再発防止対策について」を参照のこと。

【異物混入の再発防止対策について】

1 原材料の点検

(1) 学校における安全性の点検

- ・ 主食(米飯、パン、麺)、肉類、魚類、野菜類、豆腐などの食材の点検
- ・ 納入業者や製造業者に対する指導の強化

2 食材の納入、保管過程における点検

- (1) 食材については、当日納品が基本である。納品する時間については、調理職員の勤務時間である8時以降の納品とし、調理場において検収し、調理する迄は、調理職員が管理すること。(第3者が関与する可能性はない。)
- (2) 冷凍食品など、当日納入以外の食材の保管についても、給食調理室を施錠するなどにより安全性を確保すること。

3 給食調理室における異物混入の点検

(1) 給食調理室の点検

- ① 給食調理室への、関係者以外の立ち入り禁止
- ② 給食調理室における調理機器を点検すること。
機器の部品の破損による給食への混入の未然防止に努めること。
- ③ 各教室へ配食するために、給食調理室を不在にする場合は、必ず施錠すること。

(2) 調理員の遵守事項の点検

- ① 休憩室の安全点検
- ② 給食調理室に入る前の日常の被服点検の徹底

4 教室内における異物混入の点検

- (1) 当日、出来上がった給食は、給食調理室から、各給食保管所に納め、給食の準備を始めるまで約20～30分保管する。
 - ・ 給食保管所の施錠の徹底と安全管理について点検すること。
 - ・ この保管管理の安全に向けて、校内の不審者対策を強化すること。

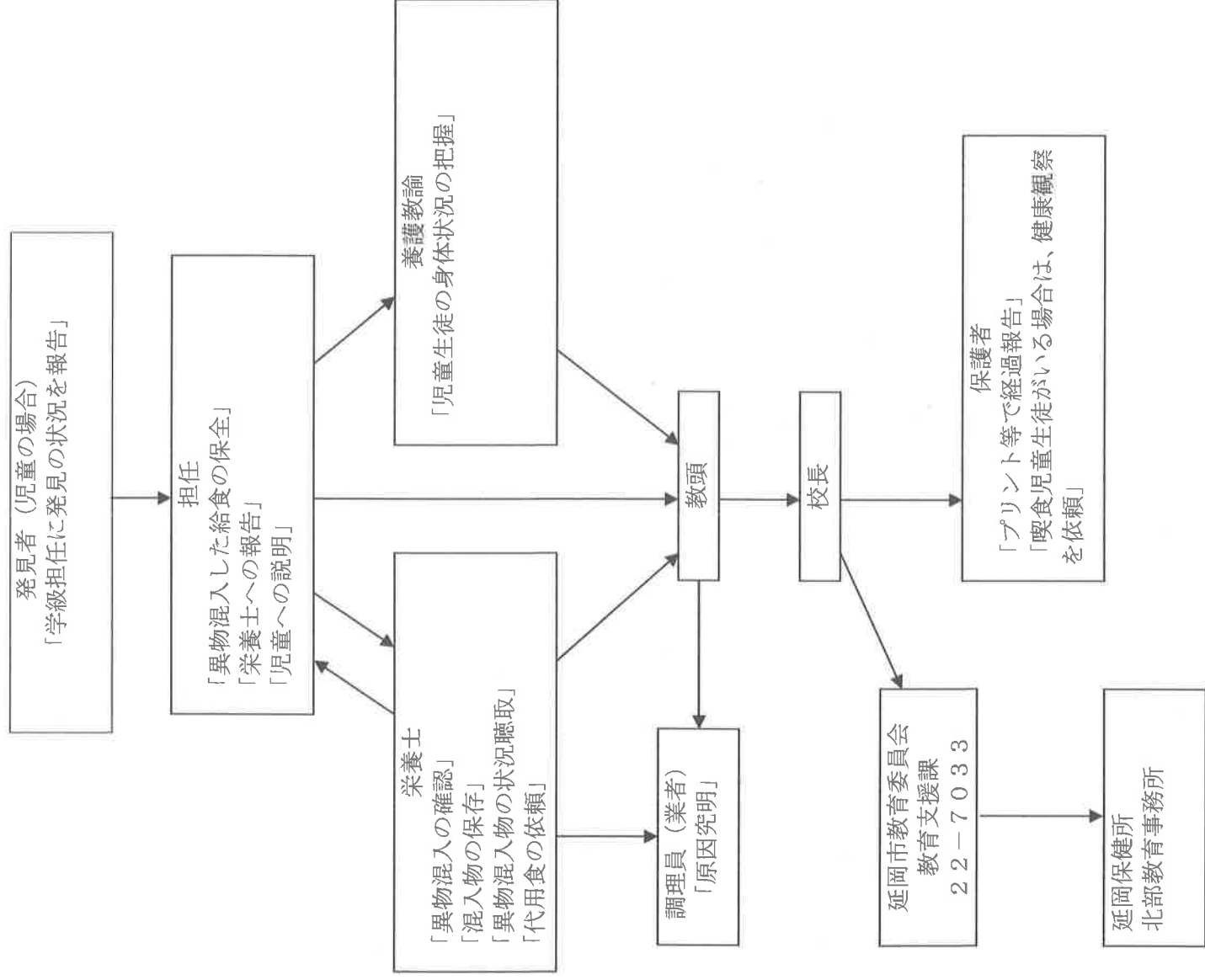
- (2) 教室内における異物混入の可能性については、各教室とも、コンパスの針、画鋲、ピンなどが学習の道具として日常的に使用しており本数の確認などは現実的に困難であるため、整理整頓に心がけ、床等に散乱しないように指導すること。

5 異物混入と児童・生徒に対する指導

- ・ 学校給食における異物混入に関しては、調理・保管・配食する過程において、十分点検しながら未然防止に努めることとする。
- ・ また、学校においても、各教室で使用している画鋲などは整理整頓することと合わせて、針などの危険物が学校給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて機会あるごとに指導すること。

学校給食における異物混入等発生時の対応フロー図

延岡市立延岡小学校

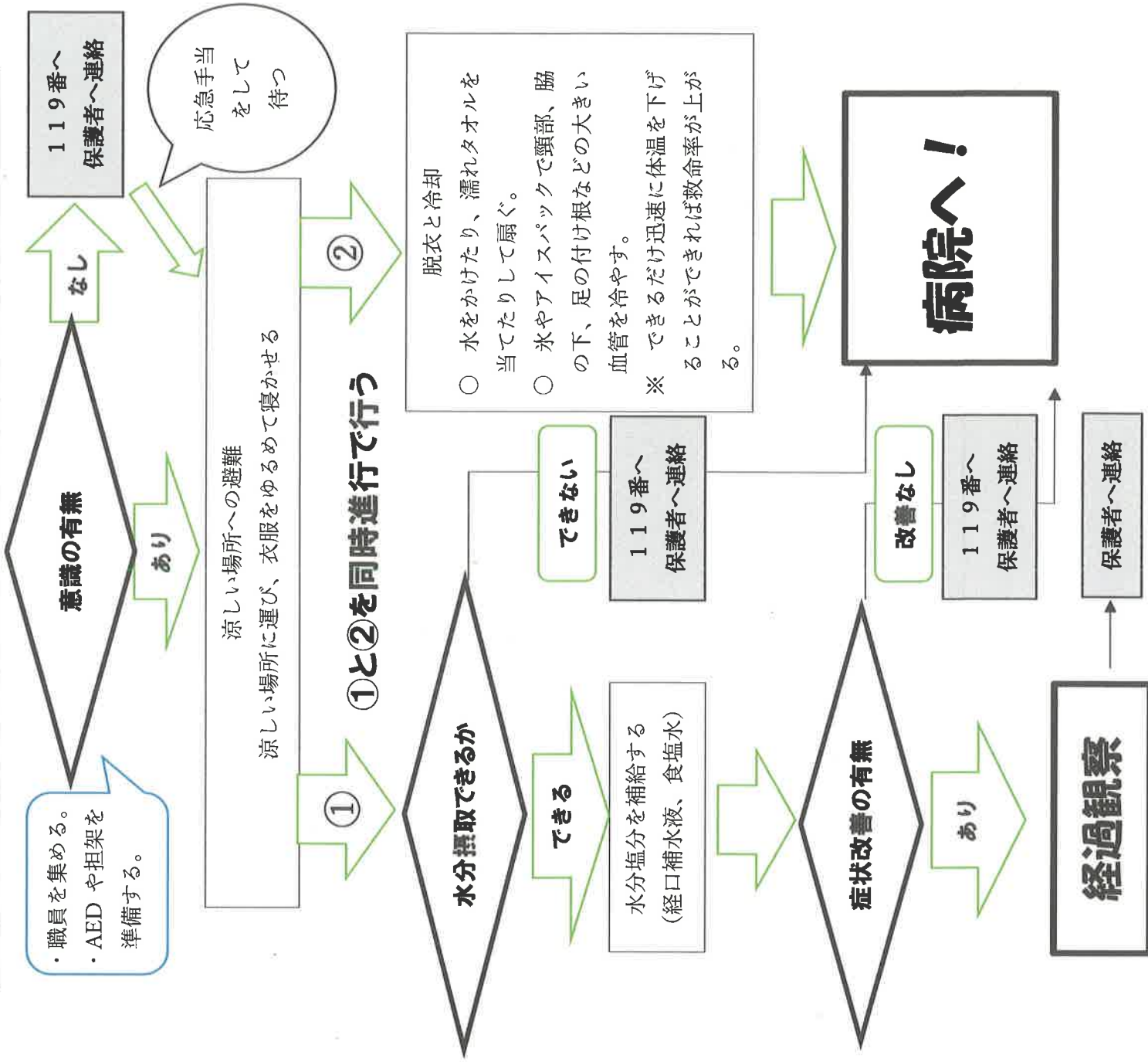
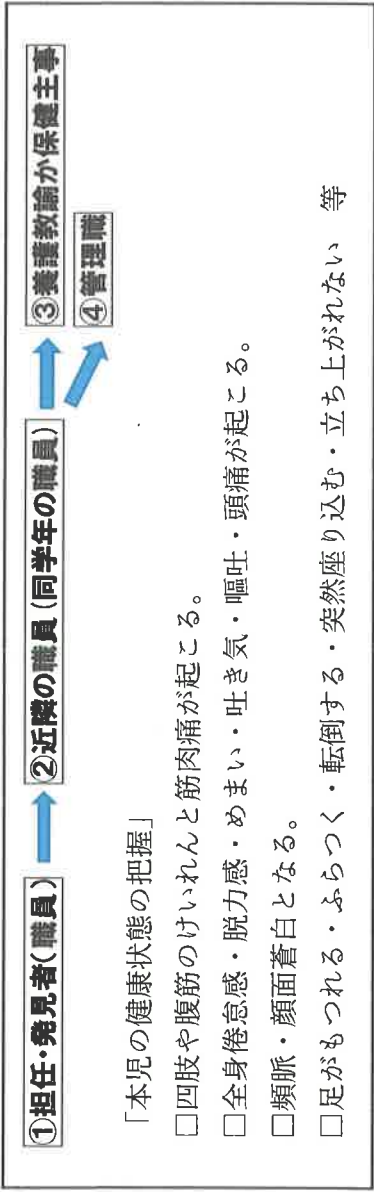


<留意点>

- ・ 管理職へ概略として迅速に第一報を入れる。
- ・ 異物発見時は、直ちに児童生徒の状況を調査する。
- ・ 異物の写真を撮影し、報告書を作成の上、当該教育委員会に提出する。
- ・ 調理室で調理したものに異物が混入した場合は、給食停止を判断する。

<熱中症の対応フロー図>

熱中症事態の発生



令和7年度 学校医・薬剤師

	医師名	医院名	所在地	電話番号
内科	平野 雅弘	平野内科・消化器科医院	大貫町2	26-7070
外科	平野 哲也	平野整形外科医院	大貫町2	26-9801
歯科	入江 泰正	延岡こどもおやこ歯科	緑ヶ丘	31-3355
	染矢 哲郎	四倉歯科医院	東本小路	34-6480
	大倉 昌子	まさこの歯科クリニック	出北	33-8720
耳鼻科	木谷 真理	木谷耳鼻咽喉科医院	日の出町	28-2035
眼科	平嶋 智之	出北眼科医院	出北町	26-5227
薬剤師	柳沼 美貴子	(株)アトル延岡支店	天下町	41-0570

緊急時の病院（学校から近いところ）

総合・時間外	総合	県立延岡病院	新小路	32-6181
頭部打撲	脳神経外科	米田脳神経外科	惣領町	33-7766
骨折・脱臼・ 捻挫・深い傷	整形外科	平野整形外科	大貫町	26-9801
		高見整形外科	大貫町	28-2828
		延岡整形外科	北小路	23-1304
		あたご整形外科	愛宕町	22-7575
目の打撲・傷	眼科	タカ才眼科医院	北新小路	35-6838
		出北眼科医院	出北町	26-5227
歯・口腔の傷	歯科	竹尾歯科医院	大貫町	21-0211
		四倉歯科医院	東本小路	34-6480
	口腔外科	いわさき歯科医院	恒富町	33-0177

学校安全計画

延岡市立 延岡小学校

[illegible]